

傍 聴 要 領

京都府住宅審議会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 定員は10名となります。定員になり次第、受付を終了します。
- (2) 当日は、開催予定時刻の15分前までに受付を済ませていただき、事務局の指示に従って会場に入場してください。

2 傍聴にあたって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。守らない場合は、会長の命により退場していただくことがあります。

- (1) 定められた傍聴席で静粛に傍聴すること。
- (2) 拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (3) 談話をする又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長が認めた報道関係者は除く。
- (6) ビラ、プラカード、旗、鉢巻き、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯及び着用しないこと。
- (7) 携帯電話を使用しないこと。
- (8) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 上記2の他、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。御不明な点は、係員にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が係員の指示に従わない場合は、会長の命により退場していただくことがあります。
- (3) 会議中、会議の秩序維持ができなくなった場合及び緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。